

住宅宿泊事業法及び和歌山県住宅宿泊事業法施行条例に係る和歌山県における個人情報等の取扱いについて

1. 基本的な考え方

住宅宿泊事業に係る事務を所掌する和歌山県、関係行政機関及び観光庁では、住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び住宅宿泊事業者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、情報を取得します。

和歌山県では、上記のほか、和歌山県住宅宿泊事業法施行条例の適正かつ円滑な運用を確保するために必要な範囲で、情報を取得します。

取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2. 取得する情報の範囲

- (1) 住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出、同法第3条第4項の規定による変更の届出、同法第3条第6項の規定による廃業等の届出及び同法第14条の規定による日数等の報告のために提出された書面に記載された情報
- (2) 住宅宿泊事業法施行条例第2条の規定による住宅宿泊事業法第3条第2項の届出書に添付すべき書類、同条例第4条第5項の規定による変更後の同条例第3条第1項の書類、同条例第12条の規定による知事に報告する同条例第10条の記録に記載された情報

3. 利用目的

- (1) 取得した情報は、以下の利用目的に従い、住宅宿泊事業法及び和歌山県住宅宿泊事業法施行条例に基づく事務の処理等のために利用・提供します。
 - a. 住宅宿泊事業法及び和歌山県住宅宿泊事業法施行条例に基づく事務の処理のため。
 - b. 住宅宿泊事業者に対する諸連絡のため。
 - c. 住宅宿泊事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
 - d. 今後の施策立案の参考とするため。
 - e. 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関(市町村、消防署、警察等)が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。
- (2) 取得した情報は、健全な制度普及を図るため、民泊制度運営システムに登録し、観光庁に提供します。観光庁は、取得した情報を以下の利用目的に従い利用、提供します。
 - a. 住宅宿泊事業法第20条の規定により、外国人観光客の宿泊に関する利便の増

進を図るため、外国人観光客に対する住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報をホームページ等において広く提供を行うため。

- b. 事業者及び周辺住民等の関係者からの住宅宿泊事業に関する問合せ等に対応するため。
- c. 今後の施策立案のため。
- d. 住宅宿泊事業等の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（厚生労働省、国税庁等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

4. 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。

5. 個人情報等の取扱いの委託

取得した個人情報等は、前記3の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。